

「電波法施行規則第7条第5号の規定に基づく  
 特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する告示案についての意見募集」  
 に対して提出された意見と総務省の考え方（案）  
 （意見募集期間：平成28年8月6日～同年9月9日）  
 【意見提出 5件】

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	株式会社NTTドコモ	<p>特定実験試験局として使用可能な新たな周波数を追加する告示案に賛同いたします。</p> <p>今後、2020年までの第5世代携帯電話（5G）の導入に向けて、6GHz以上の高い周波数帯の伝搬特性や、超広帯域チャンネルの伝送試験など、フィールド試験を実施していく必要があります。</p> <p>告示案により新たに特定実験試験局として使用可能となる周波数帯は、電波政策2020懇談会報告書において、我が国における5Gの導入に向けて利用が想定される周波数帯とされております。当該周波数帯を利用した5G導入に向けたフィールド試験の柔軟かつ効率的な実施を促進するものと考えます。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	なし
2	KDDI株式会社	<p>本告示案は、2020年の第5世代移動通信システム（5G）実現に向けた研究開発や総合実証等について、特定実験試験局による試験を可能とするための周波数帯を追加するものであり、5Gシステム実現に向けた取組の加速化、及び早期の実用化に寄与するものと考えられることから、本告示案に賛同いたします。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	なし
3	スカパーJSAT株式会社	<p>【3600MHzから4100MHzまで】</p> <p>本周波数帯及び隣接周波数帯では、免許を受けた無線</p>	電波法の規定により、無線局が運用す	なし

		<p>局の他、放送素材の収集、気象等重要情報の配信及び衛星通信回線の監視等の用途で受信専用設備が運用されていますので、これらへの配慮をお願いいたします。</p>	<p>る際は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備等で総務大臣が指定するものの運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにしなければならぬとされております。</p> <p>上記以外の受信設備について運用を阻害するような混信等の問題が生じた場合は、総合通信局等にご相談下さい。</p>	
		<p>使用可能期間が平成30年9月30日までとなっておりますが、今後開設される無線局等の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えることのないよう、お願いいたします。</p>	<p>特定実験試験局は、他の無線局等の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えない範囲で運用することを想定しています。</p>	なし
		<p>【27. 48GHzから28. 28GHzまで】</p> <p>弊社は本周波数帯の隣接周波数帯を受信する人工衛星局の運用を行っております。</p> <p>一方、告示案では、等価等方輻射電力と空中線電力のみが規定されておりますが、特定実験試験局数が相当数以上に増加した場合、その不要発射により、隣接周波数帯の人工衛星局の運用を阻害するような混信を与えるおそれが生じますので、そのようなおそれが予見される場合には、特定実験試験局の条件の見直しをお願いいたします。</p> <p>使用可能期間が平成30年9月30日までとなっておりますが、今後開設される無線局等の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えることのないよう、お願いいたします。</p> <p>特に、弊社では当該周波数帯を受信する新規衛星の発</p>	<p>特定実験試験局は、他の無線局等の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えない範囲で運用することを想定しています。</p>	なし

		注準備を進めておりますので、特定実験試験局が、新規衛星の運用を阻害するような混信を与えないことのないようにするようお願い致します。		
4	アイピースタージ ジャパン株式会社	27.48GHzから28.28GHzまでの帯域については固定衛星業務への割当がされており、弊社が提供する衛星通信サービスのフィーダーリンクとして現在利用中、または将来利用をすることを検討している帯域と重複します。そのため5G等広域において利用される無線システムの導入に向けた取組が当該帯域において実施されることが、弊社の継続的なサービスの提供に影響を及ぼす可能性を懸念します。衛星通信は僻地への通信や災害時におけるバックアップ回線として移動体通信事業者にも利用されており、将来に渡り継続的なサービスを提供することが求められております。以上のことから特定実験試験局での当該帯域の利用が将来的に固定衛星業務へ悪影響を及ぼすことに繋がらない様、慎重に検討いただきたく思います。	特定実験試験局は、他の無線局等の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えない範囲で運用することを想定しています。 ご指摘を踏まえ、既に運用されている無線局への影響を考慮し、27.48GHzから28.28GHzまでの周波数帯の指定については、27.50GHzから28.28GHzまでに修正します。	あり
5	国立天文台	4495-4895MHzに近い周波数、4990-5000MHzが国際的には電波天文へ1次配分（国内では二次配分）になっております。国際共同の電波天文実験（VLBI）はこの周波数を利用しておりますので、影響が無い様にご配慮いただきたくお願い申し上げます。JAXA臼田64m、NICT鹿島34mと、国土地理院石岡13mアンテナがこの周波数で計測しております。	電波法の規定により、無線局が運用する際は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備等で総務大臣が指定するものの運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにしなければならぬとされております。 上記以外の電波天文業務の用に供する受信設備等について、運用を阻害するような混信等の問題が生じた場合は、総合通信局等にご相談下さい。	なし